

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年8月27日

収支等命令者
佐賀県文化・観光局 文化課
文化財保護・活用室 古川 直樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 吉野ヶ里遺跡発掘調査現場警備業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 別添「警備業務委託仕様書」による
- (3) 履行期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手2553-1、2560-5
吉野ヶ里遺跡日吉神社境内地跡（国営吉野ヶ里歴史公園内）

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち、令和6年度から令和8年度の警備業務に係る入札参加資格を有する者で、常駐、巡回及び機械のすべての警備形態ができる者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
（破産者・欠陥工事・入札妨害等）
- (3) 「佐賀県庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格停止等の措置要領」による指名停止を、本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (4) 本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。
- (5) 本業務の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 佐賀県内に本店、支店または営業所がある者。
- (7) 履行期間開始までに、現場において警備業務全体の把握を行い、履行期間開始後直ちに業務履行が可能となる体制を整えることが可能な者。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書（様式1）」と「営業概要書（様式2）」を令和7年9月9日（火）午後5時までに担当課に持参または郵送（令和7年9月9日（火）午後5時必着）すること。期限までに提出しないもの又は競争資格がない者は入札に参加することができない。

提出した資料について説明を求められる場合は、これに応じること。

また、必要に応じて追加資料を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

担当課

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

佐賀県文化・観光局 文化課文化財保護・活用室 吉野ヶ里遺跡担当

電話 0952-25-7233 FAX 0952-25-7321

E-mail:bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定する。

入札参加資格の確認結果は、令和5年9月17日（水）までに通知する。なお、資格要件を満たさないとした理由に不服がある場合は、事実を知りえた日から5日（県庁の閉庁日を除く）以内に書面（様式3）により当該理由について説明を求めることができる。

5 入札関係書類の交付及び入札の日時等について

(1) 入札関係書類の交付方法

佐賀県のホームページの添付ファイルから入手してください。

(URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

(2) 現場説明会

日 時：令和7年9月4日（木）午後3時

集合場所：吉野ヶ里遺跡発掘調査事務所（神埼郡吉野ヶ里町田手2721）

電 話：0952-52-9735

※1 現場説明会参加希望者は、令和7年9月3日（水）午後3時まで下記あてに電話またはメールにて連絡すること。

連絡先 佐賀県文化・観光局 文化課文化財保護・活用室 吉野ヶ里遺跡担当

電話 0952-25-7233 FAX 0952-25-7321

E-mail:bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp

※2 現場説明会参加希望者は、当日発掘調査事務所に集合し、文化財保護・活用室の担当職員とともに現地へ赴く。

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和7年9月25日（木）午前10時00分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内1-1-59
佐賀県庁新館7階地域交流部西会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とする。

6 入札方法等

(1) 入札の方法

入札は、入札者が「入札書（様式4）」を直接持参することにより行う。ただし、代理人が入札に参加する場合は、入札当日、事前に「委任状（様式5）」を提出する必要があるため、代理人は当日必ず「委任状」及び代理人の印鑑を持参すること。

(2) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(3) 入札の撤回

入札者は提出した入札書の書き換え、差し替え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札に記載する金額

当契約の予定価格は消費税及び地方消費税10%で算定する。そのため、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときには、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに「入札辞退届（様式6）」を提出してください。

(8) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書（様式4）の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(10) 再度入札に関する事項

(1) 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。

(2) 入札は、原則3回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行う。

7 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。